

マイナンバー通知カードは 当面使用できます！



通知カード

個人番号 1234 5678 9012

氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女

発行日 平成27年10月 NN日

□□市長
A123456789

【おもて面】

● 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。

● この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター ℡0570-763-578

● この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

マイナンバー

【うら面】

**通知カードは廃止されましたが、住民票と記載内容
(氏名、住所等)が一致している場合は、
マイナンバー(個人番号)の証明書類として当面使用できます。**

※ おもて面の記載内容が住民票と異なっても、うら面に最新の記載内容が追記され、杉並区の公印が押されていれば使用可能です。

通知カードと住民票の記載内容が異なっている場合で、マイナンバーの証明書類が必要な方は、通知カードの記載内容を変更することができないので、以下のいずれかの書類をご使用ください。

【マイナンバーの証明書類】

- ・マイナンバーカード(個人番号カード)
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し